

県産農産物ファン拡大プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する県産農産物ファン拡大プロモーション委託業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 業務の目的

オリンピック・パラリンピック東京 2020 競技大会（以下「オリパラ」という。）により全国から首都圏に多数の人の流れが起きる機会を活用し、観戦者等に対して本県産農産物を PR することで、全国的な本県産農産物ファンの拡大を図る。

2 委託期間

契約日から令和 3（2021）年 10 月 29 日（金）

3 業務内容

乙は、以下の内容に従って業務を遂行するものとする。ただし、具体的な実施内容については、4 の「実施計画書」において定めるものとする。

なお、業務委託の実施に当たっては、甲の助言を反映させるものとする。

(1) 県産農産物 PR イベント

首都圏に訪れた国内の観戦客等が県産農産物を認知する機会を創出するため、県産農産物の魅力を伝える PR イベントを開催すること。

ア 時期

7 月から 9 月の週末 1 日以上

イ 場所

首都圏イベントスペース等

（多くの観戦客等が訪れると想定される場所を提案すること。）

ウ 内容

(ア) 全体

a 企画

- ・本県の食の魅力を十分に伝えると共に、集客や情報発信の観点から効果的な企画を提案し、遂行すること。
- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、三密回避対策、衛生管理を徹底すること。

b 調整

- ・出演者、出展者、会場、関係官公署、マスコミ等の関係者に対して、甲側が主に行う場合を除き、原則、当該イベント開催に係る一切の調整を行うこと。

c イベントの運営（設営、本番、撤去）

- ・十分な人員を配置し、来場者、出展者、出演者に対し、会場内の安全確保に努めること。
- ・甲と連携、協力し、円滑な運営に当たること。
- ・消防や食品衛生など必要な検査、手続に対し、適切に対応すること。
- ・イベント内容や出展者の情報など、来場者向けに多言語での案内表示の検討を行うこと。
- ・イベント内容などの基本的な情報発信については、会場に来場する外国人観戦客にも配慮すること。
- ・会場内外での呼び込みを行うなど、来場者の確保に努めること。
- ・会場施設等の広報媒体と連携し、十分な告知を行うと共に、随時情報の更新を行うこと。

(イ) PR ステージ

- ・来場者から見通しが良い位置に、ステージを設置すること。

- ・ステージイベントの運営上必要な音響装置、マイク、椅子、テーブル等を設置すること。
 - ・ステージ進行の司会者を手配すること。
 - ・県産農産物紹介ステージ、抽選会、トークイベント等、本県の魅力発信につながるイベント内容を提案すること。
 - ・出演者の報酬、交通費等については、原則として乙の負担とすること。
- (ウ) 県産農産物等販売ブース
- ・旬の県産農産物等を販売するブースを運営すること。
 - ・農産物の調達方法については甲と協議の上決定することとするが、その調達に要する費用については本事業費で負担すること。
 - ・2名以上の販売スタッフを割り当てること。
 - ・ブースの運営上必要な椅子、テーブル等を設置すること。なお、運営に当たっては、新型コロナウイルス感染拡大防止策を講じること。
- (エ) サンプリング
- ・来場者に対して県産農産物等のサンプリングを行うこと。なお、配付数については、甲と協議の上、決定することとする。
- (オ) その他
- ・県産農産物の魅力を伝えるためのその他効果的なイベント内容があれば提案すること。

(2) デジタルサイネージ等を活用した PR

(1) のイベントや首都圏における県産農産物提供店（(一社) とちぎ農産物マーケティング協会が登録する「とちぎの旬彩店」等）への誘導及び本県への食を目的とした誘客を図るため、国内の観戦客等に対して県産農産物の魅力を PR すること。

ア 時期

(1) のイベント開催日を含む期間（2週間以上）

イ 場所

目的達成のために効果的な場所を選定すること。

ウ 内容

- ・首都圏に訪れた観戦客等に県産農産物の魅力を伝えるために効果的な企画を提案し、遂行すること。
- ・広告掲出に当たって必要となる広告映像等を制作し、栃木県農政部経済流通課に納品すること。
- ・基本的には県が保有する画像や動画を活用（動画については、編集の費用が発生する場合がある）して制作することとするが、必要に応じて新規撮影を行うこと。
- ・広告映像は、15 秒又は 30 秒程度の動画（スライドショーも可能）とする。
- ・広告映像の制作に当たっては、広告掲出媒体の管理者が定める広告掲出に関する仕様、規約等を遵守すること。
- ・広告掲出に要する費用については本事業費で負担することとし、乙は広告掲出に係る一切の業務を行うこと。

(3) オリパラが無観客開催となった場合

オリパラが無観客開催となった場合には、オリパラを契機とした会場周辺施設への増客が期待できず本事業の効果が低下することから、(1) 及び (2) に定める業務に代えて以下の業務を実施すること。なお、企画提案については、本内容を含めて行うこと。

ア メディア等を活用した PR

オリパラの機会を活用し、県産農産物の全国的な認知度向上・消費拡大、ひいてはファンの拡大を図るため、多くの観戦者が視聴するメディアへの広告掲載等により県

産農産物の魅力を発信すること。

(7) 時期

オリパラ開催時期

(イ) 活用メディア

多くの観戦者による視聴が想定されるPR効果の高いメディアを選定すること。

(ウ) 内容

- ・観戦者等に県産農産物の魅力を伝えるために効果的な企画を提案し、遂行すること。
- ・広告掲出に当たって必要となる広告映像等を制作し、栃木県農政部経済流通課に納品すること。
- ・基本的には県が保有する画像や動画を活用（動画については、編集の費用が発生する可能性がある）して制作することとするが、必要に応じて新規撮影を行うこと。
- ・広告映像の制作に当たっては、広告掲出媒体の管理者が定める広告掲出に関する仕様、規約等を遵守すること。
- ・広告掲出に要する費用については本事業費で負担することとし、乙は広告掲出に係る一切の業務を行うこと。

イ その他

県産農産物のファン拡大を図るためのその他効果的な提案があれば行うこと。

4 実施計画書及び報告書の提出

- (1) 乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に、具体的な業務内容について、甲と協議の上、「実施計画書」（任意様式）を作成して甲に提出すること。
- (2) 乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲に提出するとともに、当該報告書の電子ファイルを保存したメディア（DVD等）を一式甲に提出し、甲の検査を受けること。
- (3) 甲は、必要がある場合は、乙に対して業務の実施状況について調査し、又は報告を求めることができる。

5 権利の帰属

委託業務の成果に関する権利は、全て甲に帰属するものとする。

6 その他

- (1) 仕様書に明示のない事項又は疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定する。
- (2) 乙が委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報、栃木県個人情報保護条例（平成13年条例第3号）に基づいて取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- (3) この仕様書に記載の成果と同等以上の成果が得られる場合、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更可能とする。
- (4) 乙は、天災その他乙の責めによらない事由により委託業務の全部又は一部を履行することができない場合は、甲と協議の上、仕様書の内容を一部変更するとともに、履行することができない委託業務に係る経費を明らかにし、甲は当該部分についての委託料の支払いを免れるものとする。